

重要文化財 長谷寺本坊大講堂 屋根瓦葺解体等工事 仕様書

I 工事概要

1. 工事名称 重要文化財 長谷寺本坊大講堂 屋根瓦葺解体等工事
2. 工事場所 桜井市初瀬 731 番地の 1 長谷寺境内地内
3. 工事の対象
名称 : 長谷寺本坊大講堂
構造 : 木造
建築面積 : 590.05 m²
屋根面積 : 1165.36 m²
屋根形式 : 入母屋造、本瓦葺
棟積形式 : 大棟 (葺瓦・肌熨斗 2 段・割熨斗 17 段・雁振瓦・獅子口・鱧)、
降棟 (肌熨斗 1 段・捨熨斗 2 段・割熨斗 9 段・雁振瓦・獅子口)、
隅棟 (肌熨斗 1 段・捨熨斗 2 段・割熨斗 6 段・雁振瓦・獅子口)、
稚児棟 (肌熨斗 1 段・捨熨斗 3 段・割熨斗 4 段・雁振瓦・獅子口)、
妻降棟 (肌熨斗 1 段・捨熨斗 3 段・割熨斗 4 段・雁振瓦・獅子口)、
唐破風棟 (肌熨斗 1 段・割熨斗 7 段・雁振瓦・獅子口)
4. 工事期間 着工 : 契約締結後
完了 : 令和 9 年 1 月 29 日
5. 工事内容 重要文化財長谷寺本坊大講堂の屋根本瓦葺の解体及び瓦の選別・清掃・整理・見本瓦の抽出・補足瓦の製作等を行う。

II 工事仕様

1. 準備

- (1) 屋根瓦解体に先立ち、小屋内天井上及び棚足場上面にブルーシート (厚手) を隙間なく張り詰め、落下物や埃が飛散しないよう予防策を講じる。
- (2) 瓦昇降機等の機材や仮足場を屋根面に設置する場合には、既存瓦が損傷しないよう瓦葺の上に必ず十分な養生を施す。
- (3) 素屋根に 2 ロコンセントを 8 箇所設置する。詳細は、以下のとおり。
本坊分電盤より分電し、大講堂西側の中庭に配電盤 (30A 漏電ブレーカー、ボックス付) を設け、中庭の配電盤から大講堂素屋根に分電する。
大講堂素屋根内は、素屋根 2 階の四隅、桝足場足元付近に 2 ロコンセント (角形露出コンセント、ボックス付) を 1 箇所ずつ。素屋根 1 階は北面に 1 箇所、東面に 2 箇所、南面に 1 箇所の計 8 箇所設置する。
- (4) 材料 : 安全ネットーポリエステル製
ケーブル CV8mm² 3 芯、VVF2mm² 3 芯、3P30A ブレーカー、2P20A 小型漏電ブレーカー、角型露出コンセント (ダブル)、ウォルボックス (小型縦型、屋根付横型)

2. 解体

- (1) 解体前に役物瓦に番付けを付し、必要な諸調査、実測、写真撮影を行う。
- (2) 瓦葺の解体は、順序及び範囲について係員と十分協議を行う。
解体は瓦葺の工法や納まりをよく考慮して丁寧に行い、葺土の撤去まで行う。
- (3) 解体した瓦は搬送中に欠けや割れ等が生じないよう慎重に取り扱う。
- (4) 瓦の葺土を撤去する際には、埃が飛散しないよう丁寧に行う。埃の飛散が予想されるときは、噴

霧器等で野地に影響が及ばない程度に散水して、葺土を湿らせるなどの予防策を講じる。

- (5) 瓦の葺土は土嚢袋に入れたのち産業廃棄物として適切に処分すること。
- (6) 解体中にも係員が納まりや仕様等の調査を実施するので、工事の進捗について係員と十分に打ち合わせて工事を実施する。なお、瓦葺解体の工程毎に写真撮影を行うものとし、それぞれの状況で屋根面や棚足場周辺の清掃を行う。
- (7) 解体中に資料等を発見した場合は、直ちに工事を停止し、現状を確保したうえ速やかに係員に報告し、指示に従うこと。

3. 整理格納

- (1) 解体した瓦は、すべてについて使用箇所・形式毎に分類し、係員の指示する場所へ格納する。破損度・耐久性による再用・不再用の選別を行い、選別結果を係員に報告する。
- (2) 再用の瓦は、表面に付着する泥や苔等をタワシ・ヘラ等で瓦を傷めないよう丁寧に除去する。
- (3) 破損の著しい瓦や不用となった葺土および棟積内の瓦くずは、請負者が責任をもって産業廃棄物として処分し、処理手続きを証する書面の写しを提出する。

4. 補足瓦製作

- (1) 解体した瓦から見本となるものを抽出し、それに倣って各種瓦を製作する。
- (2) 成形にあたっては生型の検査を受け、合格した後に量産する。
- (3) 各瓦は生型のうちに、見え隠れ部分に製作年号を刻印すること。
- (4) 使用する粘土は良質なものを選び、焼成温度 1,000℃以上、吸水率 7%以下、24 時間透水率 0%とする。
- (5) 納入検査の際、寸法不適格・焼き狂い・ひび割れ等の欠陥があるものは、直ちに取り替える。
- (6) 納品後二ヶ年を経過した時点において、凍害および製作工程に起因する欠陥が生じた場合は、瓦はもとより瓦葺き経費のすべてを請負者の負担として修理する。

5. その他

施工場所は拝観者の通行があるため、資材の搬出入にあたっては交通誘導員を配置し安全確保に努める。また、施工の区画や時期等について発注者と綿密な打合せをおこない、工事を進めること。

Ⅲ. その他一般注意事項

- ① 本工事は奈良県契約規則により実施する。
- ② この仕様書は概要を示すもので仕様中に明記がなく内容に相違があると認められる場合または疑問を生じた場合はすべて係員と協議し、誠実に工事を完成するものとする。
- ③ 現場での納まり、障害物などによる仕様の軽微な変更、材工等に多少の増減が生じても契約金の変更は行わない。
- ④ 使用する材料は係員の検査に合格したものとする。
- ⑤ 工事完了後は不要な残材等は搬出・処分し、あと片付け・清掃をおこなうこと。
- ⑥ 請負者は責任者を定め、現場の安全・資材の整理・衛生・特に火気の取り扱いに注意し、係員と常に連絡して工事を進める。また、喫煙にはとくに気をつけ、定まった場所でおこないバケツに水をいれ吸殻を処理すること。
- ⑦ 工事は原則として、土曜・日曜・祝祭日は休業とし、作業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分迄とする。
- ⑧ 本瓦葺工事について、選定保存技術保持団体に属する者または同等の技術を有する者におこなわせること。
- ⑨ 工事に先立ち工程表・作業員名簿を提出し、工事完了後に実施工程表・工事日報・実施仕様書を提出すること。
- ⑩ 工事写真は、着工前・工程毎の施工中・竣工時にそれぞれカラー写真撮影をおこない、写真の内容を記した工事アルバム（A4 サイズ、写真サービス版）を 2 部作成して、工事完了後、県に提出する。フィルム原

版またはデジタル画像データも併せて提出すること。

以上の内容で不明な点がある場合は、入札手続き等で案内する要領に従い書面(FAX可)を以て下記に問い合わせること。

奈良県文化財保存事務所
保存修理・人材育成係（担当：豆越・山本）
TEL 0743-86-4483
FAX 0743-86-4920